

平成 30 年度 島根県放課後児童支援員認定資格研修 開催要項

1. 趣旨・目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。) 第 10 条第 3 項のいずれかに該当する者が放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、基準及び放課後児童クラブ運営指針(平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的とする。

2. 主催

島根県(委託先:社会福祉法人 島根県社会福祉協議会(予定))

3. 研修項目・科目と研修時間数(16 科目 計 24 時間<1 科目あたり 90 分>)

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4.5 時間】
1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6.0 時間】
2-④ 子どもの発達理解
2-⑤ 児童期(6 歳~12 歳)の生活と発達
2-⑥ 障がいのある子どもの理解
2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4.5 時間】
3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
3-⑨ 子どもの遊びの理解と育成支援
3-⑩ 障がいのある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3.0 時間】
4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
4-⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3.0 時間】
5-⑬ 子どもの生活面における対応
5-⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3.0 時間】
6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
6-⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4. 実施日程・会場・定員

<浜田会場> 【定員：80名】

会場：7/1以外：浜田合同庁舎 大会議室（2階） 〒697-0041 浜田市片庭町254

7/1のみ：島根県立大学浜田キャンパス 交流センター 研修室

〒697-0016 島根県浜田市野原町2433-2

日程：6/10（日）、6/17（日）、6/24（日）、7/1（日） 【計4日間】

（講義時間）

【初日】

受付	8:20	～	8:50
ガイダンス	8:50	～	9:00
講義①	9:00	～	10:30
講義②	10:45	～	12:15
講義③	13:15	～	14:45
講義④	15:00	～	16:30

【初日以外】

受付	8:30	～	9:00
講義①	9:00	～	10:30
講義②	10:45	～	12:15
講義③	13:15	～	14:45
講義④	15:00	～	16:30

<出雲会場> 【定員：100名】

会場：出雲合同庁舎 702会議室 〒693-8511 出雲市大津町1139

日程：10/2（火）、10/3（水）、10/5（金）、10/9（火）、10/10（水）、

10/11（木）、10/12（金）、10/16（火）

【計8日間】

（講義時間）

【初日】

受付	8:20	～	8:50
ガイダンス	8:50	～	9:00
講義①	9:00	～	10:30
講義②	10:45	～	12:15

【初日以外】

受付	8:30	～	9:00
講義①	9:00	～	10:30
講義②	10:45	～	12:15

<松江会場> 【定員：180名】

会場：松江合同庁舎 講堂 〒690-8551 松江市東津田町1741-1

日程：10/29（月）、10/30（火）、11/6（火）、11/7（水）、11/12（月）、

11/13（火）、11/14（水）、11/15（木）

【計8日間】

（講義時間）

【初日】

受付	8:20	～	8:50
ガイダンス	8:50	～	9:00
講義①	9:00	～	10:30
講義②	10:45	～	12:15

【初日以外】

受付	8:30	～	9:00
講義①	9:00	～	10:30
講義②	10:45	～	12:15

5. 受講費用

教材及び資料代2,000円。各会場初日に現金と引き換えでお渡しします。

なお、受講料は無料です。

6. 研修対象者・一部免除科目

以下の（１）（２）のいずれにも該当する方が研修対象です。

（１）基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者

- 第 1 号 保育士の資格を有する者（科目 2－④、2－⑤、2－⑥、2－⑦は免除可）
- 第 2 号 社会福祉士の資格を有する者（科目 2－⑥、2－⑦は免除可）
- 第 3 号 高卒以上で 2 年以上かつ 2,000 時間程度児童福祉事業（放課後児童クラブも含む）に従事した者
- 第 4 号 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者（科目 2－④、2－⑤は免除可）
- 第 5 号 大学にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科を修了し卒業した者
- 第 6 号 大学にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科を修了し、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院入学が認められた者
- 第 7 号 大学院にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科を修了し卒業した者
- 第 8 号 外国の大学にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科を修了し卒業した者
- 第 9 号 高卒以上で 2 年以上かつ 2,000 時間程度放課後児童健全育成事業に類似する事業（放課後子ども教室等）に従事し、市町村長が認めたもの
- 第 10 号 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

（２）県内の放課後児童健全育成事業所において放課後児童支援員として従事する意思のある者（平成 31 年度以降に就職を考えている者も含む）

7. 受講申込方法

受講希望者は受講申込書（様式 1）を各市町村の担当課へと提出してください。

- （１）受講申込締切日 第 1 次募集 平成 30 年 5 月 11 日（金） 必着
- 第 2 次募集 平成 30 年 7 月 13 日（金） 必着

※浜田会場については、第 1 次募集のみの受付となります。

（２）受講申込に必要な書類等

①	受講申込書（様式 1）	所定の様式に必要事項を記入してください。
②	基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当することを証明する書類の写し	各種資格証、修了証書、実務経験書（様式 2）等 ※別添参考資料を参照すること。

8. 受講申込受理通知書の送付

受講申込書が受理された方には、以下の書類を開講日1週間前までに本人宛に発送します。到着しない場合は、島根県子ども・子育て支援課にお問合せください。

＜受講申込書が受理された方へ県から送付する書類＞

*受講決定（不決定）通知書 *日程表・会場案内（受講決定者のみ）

9. その他

- (1) 申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消すことがあります。
- (2) 申込書類に記載いただいた情報は、島根県放課後児童支援員認定資格研修に関すること全般に使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供及び県内市町村における資格取得者情報共有のために使用します。
- (3) 本研修は、次年度以降も県内3会場で計画的に開催する予定です。各放課後児童クラブにおかれましては、基準第10条第3項各号に該当する方が資格取得できるよう、積極的かつ計画的な受講にご協力をお願いします。
- (4) この研修の受講申込者数が各会場の定員を上回る場合は、島根県において、受講者を制限させていただきます。

10. 問い合わせ先

(研修・資格制度に関すること)

島根県 健康福祉部 子ども・子育て支援課（担当：陰山）

〒690-8501 松江市殿町1番地

TEL：0852-22-5793 FAX：0852-22-6124

(会場・講師に関すること)

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階

TEL：0852-32-5997 FAX：0852-32-5982

(受講申込書の提出に関すること)

各市町村担当課へとお問い合わせください。

受講及び資格取得についての留意事項

1. 受講中の留意事項

(1) 出席の確認について

初日は、本人確認ができる公的な書類（運転免許証、健康保険証等）及び受講決定通知書を必ずお持ちください。本人確認ができないと受講の受付ができませんのでご注意ください。

受講中は名札を必ず首からさげ、名前が見えるようにしておいてください。

(2) 遅刻・早退および欠席について

10分以上の遅刻・早退・退室はいかなる理由（感染症・忌引・災害等すべて含む）があっても欠席扱いとなります。なお、受講決定後に欠席される場合は、島根県社会福祉協議会までご連絡ください。また、研修受講態度が著しく不良（注1）である場合、修了証の交付を行わないこともありますので、予めご了承ください。

注1) ①他の受講者、研修会場、講師、事務局等に著しい迷惑をかける行為
②研修の円滑な実施を妨げる行為
③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、飲食、居眠り、研修に関係のない行為を行うなど）

(3) 振替受講について

1会場で全日程が受講できない場合、年度内に実施される他会場において振替受講を受け付けます。振替受講を希望される場合は、振替希望届出書（様式3）を振替受講希望日の3日前までに島根県子ども・子育て支援課に提出してください（FAX・Eメール等）。電話や口頭では受け付けません。また、振替希望届出書の提出なしに、当日来られても受講はできませんので、ご留意願います。

(4) その他

昼食の斡旋はありません。また、駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

2. 修了後について

研修の全課程を修了（評価レポートの提出を含む）した方に、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を平成31年3月31日までに本人宛にお送りします。なお、病気や県外転出などやむを得ない理由による欠席で全課程修了していない方には、一部科目修了証（発行の日からおおむね1年まで有効）を交付しますので、該当する場合は島根県子ども・子育て支援課へご相談ください。研修申込後、修了証の交付までに氏名・住所に変更がある場合は速やかに、島根県子ども・子育て支援課までご報告ください（住民票の写し等のコピーを求める場合があります）。